

別紙Ⅱ 有機農地集約化試行支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である又は今後取り組むことを予定しているものをいう。以下同じ。）が営農しやすい環境（周辺地域からの有機 JAS 規格第3条に定める使用禁止資材の飛散や流入等のリスクを軽減し緩衝帯を小さくできるなど）を整備するため、市町村又は市町村を構成員に含む協議会等が、複数の耕作放棄地等をまとめて簡易な整備やほ場管理を行い、有機 JAS ほ場に転換（以下「有機集約農地」という。）する試行的取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業計画の検討

本事業の事業実施主体や地域関係者（地域の地権者や耕作者、農地中間管理機構職員、JA 等）を参集し、有機集約農地の確保に向けた事業実施計画の内容やその進め方の確認その他本事業の目標達成に向けて必要な事項について調整・検討を行う。

イ 地権者や関係者の合意形成を図る取組

有機集約農地を確保する計画を有する地域関係者の合意形成を図るため、本事業の趣旨や取組内容に関する地権者等向け説明会の開催、地権者及び近隣住民に対する有機農業者受け入れ等に関する意向アンケートの実施、先進地事例の調査及び事例報告のとりまとめ、有機集約農地の利用を希望する農業者と地権者等とのマッチングに向けた相談会の開催等、地域の状況に応じ必要な取組を行う。

ウ 有機集約農地への転換・管理

農地を有機集約農地に転換又は維持するため、除草、耕うん等のほ場管理、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等による土づくりの取組、暗渠の設置・抜根・畦抜き・排水改良等のための重機などを借り上げての簡易な整備等、地域の状況に応じ必要な取組を行うとともに、有機 JAS 認証を受けるための取組を行う。

エ 取組成果の概要の作成

本事業で実施した際の課題やその解決策、取組内容等を簡潔にまとめた成果概要を作成する。

(2) 実施に当たっての留意事項

(1) エで作成した取組成果の概要は、ホームページでの掲載、セミナーでの事例発表、市町村等の視察の受け入れ等を通じ、情報発信を行うものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

る。

ア 協議会の場合は、有機集約農地の存する市町村が参画していること。

イ 市町村公社の場合は、有機農業向けに集約化する計画の対象農地の管理その他必要な業務を実施することについて、有機集約農地の存する市町村との間で合意していること。

(2) 補助要件

1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和4年度とする。

成果目標 有機集約農地を2ha以上確保

なお、当該農地は、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一边が他のいずれかのほ場の一边と隣接している一団の農地が含まれていること。

イ 有機JAS規格の基準を満たすことが確認され、転換期間中の状況であること。

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 参画している市町村の条例、地域再生計画など農業以外の計画や、人・農地プラン等に有機農業が位置付けられているか。

イ 参画している市町村に、新規就農者をサポートする体制があるか。

ウ 参画している市町村に、有機農業者をサポートする体制があるか。

エ 構成員の中に、有機農業への新規就農者や転換者に農地の斡旋・紹介等を行った実績のある者が参画しているか。

オ 構成員の中に、有機農業のほ場管理を行った実績のある者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

ア 参画している市町村は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員であるか。

イ 有機集約農地の利用を予定する農業者が決まっているか。

ウ 有機集約農地は五筆以上のほ場が連続しているか。

エ 有機集約農地は3ha以上であるか。

オ 参画している市町村に、新規就農者を主な対象とした支援措置があるか。